

令和4年第1回山北町議会定例会の経過（3月8日）

- 議 長 皆さんおはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- なお、瀬戸顯弘議員におかれましては、本日の会議について欠席届が提出されておりますので報告をいたします。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第9、議案第32号 令和4年度山北町商品券特別会計予算を一括議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 それでは、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。令和4年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算。
- 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,771万8,000円と定める。
- 2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。
- 歳出予算の流用。
- 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- 1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- 令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 続きまして、議案第25号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。令和4年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億383万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第26号、令和4年度山北町下水道事業特別会計予算。

令和4年度山北町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,928万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表、債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表、地方債」による。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第27号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。

令和4年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,174万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第28号 令和4年度山北町山北財産区特別会計予算。

令和4年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ640万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第29号 令和4年度山北町共和財産区特別会計予算。

令和4年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,843万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

議案第30号 令和4年度山北町三保財産区特別会計予算。

令和4年度山北町の三保財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第31号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計予算。

令和4年度山北町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,876万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第32号 令和4年度山北町商品券特別会計予算。

令和4年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ740万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

221、222ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款の国民健康保険税から6款の諸収入まで、合計金額は14億2,771万8,000円で、前年と比較しまして、0.9%の減でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の14

億2,771万8,000円でございます。

223、224ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものでございますが、3款の県支出金が前年と比較しまして1.3%の減でございます。これに伴い、歳出では2款の保険給付費が1.3%ほどの減となっております。また、3款の国民健康保険事業納付金は、国が示した納付金算定に必要な諸係数を基に県が市町村ごとに納付金を算定したもので、山北町は3億5,674万5,000円でございます。

225、226ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較して275万8,000円増の合計2億8,363万8,000円でございます。被保険者の加入状況につきましては、1,644世帯2,488人となっています。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較して6万4,000円の減の合計12万2,000円でございます。退職者医療制度は、平成26年度末で経過措置が切れ、新たに国保に加入される方は、全て一般被保険者となっています。ただし、現在の保険者医療制度の適用者は65歳になるまで制度が存続します。退職被保険者の加入状況につきましては、ほぼほぼない状況でございますが、転入等を考慮して1世帯1人としています。

国民健康保険税の総額は2億8,376万円で、歳入全体に占める割合は19.9%でございます。一般退職合わせた被保険者の加入状況は、1,645世帯2,489人で、町民に占める割合は世帯数では38.8%、人口比25.3%の加入となっております。前年と比較して世帯は34世帯減、被保険者数は23人の減となっています。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入で前年と同額の7万円でございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、町が保険給付に要した費用を県が交付するもので、前年より231万1,000円減の10億2,546万円でございます。

227、228ページをお開きください。

3款1項2目の保険給付費等交付金(特別交付金)は、市町村の財政状況、

その他の事業に応じた財政調整を行うもので、前年より1,167万7,000円減の2,620万7,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給与費等繰入金は4名分の人件費で2,541万9,000円でございます。2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、5名分の出産育児一時金に対する3分の2の町負担分で140万円でございます。3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、一般被保険者に対する軽減額の県が4分の3、町が4分の1を負担するもので3,802万7,000円でございます。4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、1人当たりの平均保険税収納額と軽減該当者数を基に算定し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するもので2,162万7,000円でございます。5節の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に占める高齢者の割合に基づく一般会計からの法定の繰入額で504万2,000円でございます。

5款1項2目のその他繰越金につきましては、50万円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、保険税の延滞金で20万円でございます。

6款2項1目の一般被保険者第三者納付金から6款2項4目の退職被保険者等返納金まで項目出しでございます。

229、230ページをお開きください。

6款2項5目の雑入ですが、国保事業費納付金退職者分に係る精算分等でございますが、予定がありませんので項目出しでございます。

6款3項1目の指定公費負担医療立替交付金につきましては、70歳から74歳の前期高齢者の療養費等に係る一部負担金の凍結延長に伴う国庫負担分ですが、項目出しでございます。

231、232ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員4名の人件費と国保の運営に必要な経費で2,979万2,000円でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費やコンビニ収納及び口座振替手数料で80万9,000円でございます。

1款3項1目の運営協議会費につきましては、委員6名の報酬等で16万1,000円でございます。

233、234ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から前年より989万9,000円減の8億8,056万円でございます。2 目の退職被保険者等療養給付費につきましては5万円でございます。3 目の一般費被保険者療養費につきましては、はり・灸・マッサージ等の療養費で前年より8万円増の777万9,000円でございます。4 目の退職被保険者等療養費につきましては、項目出しでございます。5 目の審査支払手数料につきましては、電算処理等の事務手数料で、前年より110万円減の266万3,000円でございます。

2 款 2 項 1 目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績から前年より327万7,000円増の1億2,996万2,000円でございます。

2 款 2 項 2 目の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者の減少に伴い項目出しでございます。

235、236ページをお開きください。

3 目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年と同額の10万円でございます。

4 目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、項目出しでございます。

2 款 3 項 1 目の一般被保険者移送費及び2 目退職被保険者等移送費につきましては、項目出しでございます。

2 款 4 項 1 目の出産育児一時金につきましては、前年と同じ5人分で210万円でございます。

2 目の支払手数料につきましては、5件分で2,000円でございます。

2 款 5 項 1 目の葬祭費につきましては、1人当たり5万円の26人分で130万円でございます。

237、238ページをお開きください。

3 款の国民健康保険事業納付金は、市町村が支払う保険給付費の全額を県が市町村に交付するための財源として、県が町から徴収するもので、総額3億5,674万5,000円で、前年より2,183万6,000円の増でございます。

内訳としましては、3 款 1 項 1 目の一般被保険者医療給付費分につきましては、2億5,226万9,000円でございます。

2 目の退職被保険者等医療給付費分につきましては、16万円でございます。

3 款 2 項 1 目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、8,122 万3,000円でございます。

2 目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、項目出しで
ございます。

3 款 3 項 1 目の介護納付金分につきましては、2,309万2,000円でございます。

239、240ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が
主なもので、特定健康診査は591人、特定保健指導は65人を予定していて、956
万4,000円でございます。

4 款 2 項 1 目の保健事業費につきましては、年 2 回の医療費通知、年 2 回
のジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの210件分の助成金で457万
4,000円でございます。

6 款 1 項 1 目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対
する還付金で100万円でございます。

6 款 1 項 2 目の退職被保険者等保険税還付金につきましては、5 万円でご
ざいます。

241、242ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目の指定公費負担医療立替金につきましては、前期高齢者の自
己負担割合の凍結措置に対するものですが、項目出しでございます。

6 款 3 項 1 目の共同事業拠出金については、項目出しでございます。

7 款予備費につきましては、50万円を計上するものでございます。

243、244ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、国保運営協議会の委員と国保担当職員 4 名
の給与明細でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

国保のほうは説明は以上です。

続きまして、議案第25号 令和 4 年度山北町後期高齢者医療特別会計予算
について、御説明申し上げます。

250ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入まで合計金額は2億383万3,000円で前年度と比較しまして、10.2%の増でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から4款の予備費まで歳入と同額の2億383万3,000円でございます。

251、252ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものでございますが、1款後期高齢者医療保険料1,674万2,000円の増額は、被保険者の所得によるものでございます。

歳出の増減の主なものでございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金1,909万9,000円の増額は、広域連合の精算に伴うものでございます。

253、254ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の後期高齢者医療保険料につきましては、1節の現年度分でございますが、令和4年度は保険料の2年ごとの見直し年度で、均等割額が4万3,100円、前年と比較して700円の減、所得割率が8.78%で0.04%の増となりました。前年比1,674万2,000円増の1億6,919万1,000円でございます。

被保険者の加入状況につきましては、1,997人で前年より12人の増でございます。

2節の滞納繰越分につきましては、前年同額の50万円でございます。

2款1項1目の督促手数料につきましては、督促手数料の項目出しでございます。

3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出の一般経費、徴収事業費、予備費を一般会計から繰り入れるもので、前年比2万4,000円増の127万8,000円でございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い方の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で、双方の負担を合わせて繰り入れるもので、前年比235万7,000円増の2,802万4,000円でございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、項目出しでございます。

5款1項1目の延滞金及び2目の過料につきましても項目出しでございます。

す。

5款2項1目の雑入につきましては、広域連合からの健康診査の受託収入で、前年比28万6,000円減の483万5,000円でございます。

5款3項1目の保険料還付金は、前年同額の50万1,000円でございます。

255、256ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、健康診査委託料、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金などで、前年比25万円減の559万円でございます。

1款2項1目の徴収費につきましては、保険料決定通知書等に係る通信運搬料や口座振替手数料で前年比1万2,000円減の43万4,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、前年比1,909万9,000円増の1億9,721万5,000円でございます。なお、この納付金は歳出全体の約96%を占めております。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料に係る還付金で前年同額の50万1,000円でございます。

257、258ページをお開きください。

4款1項1目の予備費につきましては、9万3,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第26号 令和4年度山北町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

260、261ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款町債まで、歳入合計は3億9,928万6,000円で前年度482万3,000円の増でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額でございます。

続きまして、262ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。

これは、令和6年度公営企業会計の適用を開始に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間で企業会計に移行するために、事務に係る支援業務を委託するもので、令和4年度以降限度額は3,186万4,000円でございます。

続きまして、第3表地方債でございます。

内訳としましては、公共下水道事業債が1,480万円、流域下水道事業債が590万円、資本費平準化債が4,230万円、特別措置分が1,380万円、公営企業会計適用債が1,740万円で、合計9,420万となり、前年度対比200万円の増です。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、265、266ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございます。

1款1項1目の受益者負担金につきましては、本年度46万5,000円で、前年度対比3万1,000円の増となっております。これは、受益者負担金21件分を見込んでおります。

2款1項1目の下水道使用料は1億8,001万2,000円で、前年度対比578万9,000円の減となっております。減の理由としましては、大口使用者の企業により排水量の減少などによるものでございます。また、滞納繰越分につきましては310件分101万2,000円を見込んでおります。

2項手数料、1目下水道手数料は5万1,000円で、前年度対比1,000円の増となっております。内訳としましては、下水道排水設備指定工事店の発行手数料の5件、責任技術者発行手数料が10件見込んでおります。

3款1項1目の下水道費補助金は、本年度予算はゼロとなっております。これは令和3年度に策定されるストックマネジメント計画を基に令和4年度に国に更新計画の申請を行い認証を受け、令和5年度より更新工事を行う予定なので、令和4年度の国庫補助はありません。

4款1項1目の一般会計繰入金は、本年度予算額1億2,341万6,000円で、前年度対比1,587万9,000円の増となっております。

5款1項1目繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額です。

6款1項1目の雑入は、本年度予算額14万2,000円で、前年度対比9万9,000円の減となっております。これは、神奈川県広域下水道企業団からの負担金で、流域水道建設負担金の実績により交付されるものでございます。

次に7款町債につきましては、次のページ、267、268ページをお開きください。

1款町債、1目下水道債は本年度予算額9,420万円で、前年度対比200万円の増となっております。内訳としましては、公共下水道事業債は町事業の下水道工事に係るもので1,480万円、流域下水道事業債は流域下水道事業の建設負担に係るもので590万、資本費平準化債は減価償却費と起債償還金の期間と差が大きいことから資本費負担と平準化し一般会計の繰出金の負担を少なくするため、平成21年度から引き続き予算計上しており、4,230万円でございます。また、特別措置分は平成18年度より公営企業繰出金の見直しにより、起債の元金償還金に対する処置をするもので1,380万円でございます。なお、令和3年度より令和6年度に、企業会計の運用に向けて支援業務を委託するに当たり、公営企業法適用債1,740万円を計上するものでございます。

続きまして、269、270ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費で、本年度予算額は1億848万4,000円で、前年度対比1,124万7,000円の増となっております。主な要因としましては、負担金及び交付金の酒匂川流域下水道管理事業負担金が9,679万3,000円で、流域下水道の維持管理に関する修繕費や更新事業などで増になっております。本年度の予算を見込んでおります。

2目の排水施設管理費については、本年度2,242万6,000円で、前年度対比966万5,000円の増でございます。主な要因としましては、需用費のマンホールポンプ4か所の電気料や委託料の計画策定業務は公営企業会計適用事業支援業務委託で令和3年度より起債を活用し、令和5年度までに公営企業会計に移行するため、3年間支援業務の委託を行うものでございます。施設管理業務委託料につきましては、流量計やマンホールポンプ4か所の保守点検業務の委託となっております。

次に、271、272ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目排水施設費は、本年度予算3,646万2,000円で、前年度対比1,854万2,000円の増でございます。内訳としましては、2 節の給料費から 4 節の共済費まで、人件費として職員に 2 名分を計上しております。

14節の工事請負費は、日向マンホールポンプの更新工事と公共升の設置を 3 か所見込んでございます。

18節の負担金、補助及び交付金につきましては、酒匂川流域下水道建設負担金として683万2,000円で、前年度比340万円の増でございます。

3 款 1 項 1 目の元金につきましては、本年度予算 2 億316万6,000円で、前年度対比1,032万1,000円の減となっております。

2 目利子は本年度予算額2,760万2,000円で、前年度対比512万6,000円の減でございます。

続きまして、273、274ページをお開きください。

4 款予備費につきましては、本年度114万6,000円で、前年度対比14万6,000円の増となっております。

続きまして、275、276ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1 の特別職につきましては、下水道審議運営委員会の委員10名分で、3 回分の会議を予定しております。2 の一般職につきましては、職員 2 名分の明細書です。詳細につきましては、277ページから280ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、281ページをお願いいたします。

債務負担に関する調書でございます。これは、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年に公営企業会計適用事務支援業務委託費で、限度額が4,317万5,000円でございます。

続きまして、282ページをお願いします。

地方債に関する調書でございます。前年度末現在高は20億5,499万5,819円で、当年度末現在高見込額は19億4,602万9,845円で、前年度に対して 1 億8,096万5,974円の減でございます。明細につきましては、283ページから288ページまで、元利償還金一覧表が記載してありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は、以上になります。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 すみません。先ほど国保会計のほうで、説明でちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。

233、234ページをお開きいただきたいと思います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の 5 目審査支払手数料につきまして、前年より110万円減と申し上げましたが、11万円減の誤りですので、訂正をお願いします。

議 長 上下水道課長。
上 下 水 道 課 長 それでは、続きまして、議案第27号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計について御説明いたします。

290ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から 6 款の繰越金まで、歳入合計5,174万円でございます。

歳出につきましては、1 款事業費と 2 款予備費で歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書でございます。

293、294ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の町設置浄化槽分担金は、本年度の分担金は前年度に設置した浄化槽に付加されるもので、令和3年度は5人槽1基と7人槽1基を設置しておりますので、4万円でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目の浄化槽使用料は、本年度予算558万7,000円で、前年度対比 6 万6,000円の増でございます。使用料につきましては、現在使用している114基の使用料と令和4年度に新たに設置する 5 基分を見込んで算定しております。

3 款 1 項 1 目の循環型社会形成促進交付金は、本年度予算904万2,000円で、前年度と同額でございます。

4 款 1 項 1 目の町設置型浄化槽事業補助金は、本年度予算額は1,731万2,000円で、前年度同額でございます。内訳としましては、新たに整備予定の 5 基を見込んでおり、浄化槽設置事業として723万2,000円、汚水の高度処理費として600万円、事務費として 8 万円、附帯工事として400万円ござい

ます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度予算37万5,000円で、前年度対比10万5,000円の増となっております。

6 款 1 項 1 目繰越金は、本年度予算1,938万4,000円で、前年度対比521万6,000円の減でございます。これは、主に県から設置されるときに移行した維持管理費が繰り越されるものでございます。

続きまして、295、296ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目浄化槽整備費は、本年度予算額4,122万円で、前年度対比1,000円の増でございます。内訳としましては、浄化槽設置事業は工事費の2,973万3,000円で、7人槽3基、25人槽1基、50人槽1基を見込んでおります。また、浄化槽維持管理事業は1,139万円で、主な事業としましては需用費の修繕費で、浄化槽の中にある高度処理のためのリン除去装置の交換やブローアの機械修理に係るものでございます。役務費は年1回法定点検で定められている浄化槽の検査手数料で76万5,000円でございます。委託料は浄化槽の保守管理を年3回実施しており、また、おおむね年1回浄化槽の清掃を含めて880万4,000円でございます。

2 款 1 項 1 目予備費は、本年度予算額1,052万円で、前年度対比518万1,000円の減でございます。

説明は、以上になります。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第28号 令和4年度山北町山北財産区特別会計予算について御説明申し上げます。

なお、本予算案につきましては、山北財産区管理会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

298ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで、総額を640万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳出総額640万8,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

301、302ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目の財産貸付収入につきましては、水源協定林の土地貸付料として68万9,000円でございます。

2 目の利子及び配当金は、債権及び定期の利息として38万5,000円でございます。

2 款繰越金につきましては、前年度繰越金としまして45万9,000円を計上いたしました。

3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入については、線下補償等として487万5,000円を計上してございます。

303、304ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は40万2,000円を計上いたしました。説明欄の財産区管理会運営事業は、委員報酬等の経常経費を38万5,000円計上いたしました。一般経費は、南足柄市外五ヶ市町組合等負担金繰出金1万7,000円でございます。

2 目財産管理費は、財産取得、管理等基金に338万6,000円を積み立てるものでございます。

2 款 1 項 1 目林業振興費につきましては、林業振興事業で造林地の巡視や南足柄市外五ヶ市町組合等配分金や水源林地代の配分金を見込み103万円を計上いたしました。

305、306ページをお開きください。

3 款予備費については159万円の計上といたしました。

307ページをお開きください。

給与費明細書については、委員7名分の報酬でございます。後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、山北財産区の説明は終わります。

続きまして、議案第29号 令和4年度山北町共和財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、共和財産区の管理会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

309ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から4款諸収入まで、歳入総額7,843万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳出総額を7,843万8,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

312、313ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代90万4,000円を計上してございます。

2目利子及び配当金は、定期の利息及び債権の利金60万6,000円でございます。

2款2項基金繰入金は、今年度は線下補償が見込めるため、基金からの繰入れは行いませんでした。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金430万円を計上してございます。

4款1項1目の雑入につきましては、線下補償として7,262万8,000円を計上いたしました。

続きまして、314、315ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理につきましては、説明欄の財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費41万円を計上してございます。一般経費では、昨年と同額の災害助成金として100万円を計上してございます。繰出金は共和地区振興会への繰出金301万1,000円、町道改良工事等繰出金365万3,000円、共和地区福祉バス運行事業繰出金733万4,000円などで、合計で1,574万7,000円を計上してございます。

2目財産管理費は、財産取得及び管理等基金積立金に4,662万円を計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目 林業振興費につきましては、林業振興事業として造林地の巡視及び調査立会い時の謝礼として、27万4,000円。

316、317ページをお開きください。

使用料及び賃借料は、苗畑の借上料として19万6,000円を計上するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、共和の森林づくり整備助成金に989万6,000円を計上してございます。

3 款 予備費については、400万円を計上するものでございます。

318ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名分の報酬でございます。後ほど御確認をお願いいたします。

以上で、共和財産区の説明は終わりとなります。

続きまして、議案第30号、令和4年度三保財産区特別会計予算について御説明申し上げます。

なお、本予算案につきましても、三保財産区の管理会において全員賛成で承認をされたものでございます。

320ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款 財産収入から 3 款 諸収入まで、歳入総額583万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1 款 財産区費から 3 款 予備費まで、歳入と同額の583万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

323、324ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代等、478万円を計上いたしました。

2 目 利子及び配当金は、債権及び定期の利息13万9,000円でございます。

2 款 繰越金につきましては、前年度繰越金91万4,000円を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目 雑入については、項目出しで1,000円を計上してございます。

325、326ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費38万7,000円を計上し、一般経費では、町設置型浄化槽設置2基分5万円を繰出金として計上いたしました。

2 目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金に400万円を計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の巡視及び調査立会いの謝礼、森林整備委託料などを合わせまして、47万1,000円の計上といたしました。

327、328ページをお開きください。

3 款予備費につきましては、92万6,000円を計上するものでございます。

329ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第31号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

331、332ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては1 款の保険料から10 款の諸収入まで、合計金額は12億8,876万5,000円で、前年度と比較して約4.4%の増でございます。

歳出につきましては1 款の総務費から7 款の予備費まで、歳入と同額の12億8,876万5,000円でございます。

333、334ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものとしましては、1 款の保険料、4 款の支払基金交付金、5 款の国庫支出金、6 款の県支出金、8 款の繰入金はそれぞれ増えております。

歳出につきましては、1 款の総務費と 5 款の基金積立金が減っておりますが、2 款の保険給付費と 3 款の地域支援事業は増えております。総額では、昨年比4.4%増の予算規模でございます。

335、336ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目の第 1 号被保険者保険料につきましては、1 節の現年度分は65歳以上の被保険者3,950人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%とされており、前年より109万円増の 2 億8,327 万円でございます。

2 節の滞納繰越分は、前年同額で40万円でございます。

2 款 1 項 1 目の地域支援事業負担金につきましては、1 節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室の利用料で23万8,000円でございます。

2 節の任意事業負担金につきましては、配食・会食サービスの利用料で、配食サービスの利用回数は増加傾向にあり、前年より16万円増の164万4,000 円でございます。

3 款 1 項 1 目の督促手数料につきましては、前年と同額でございます。

4 款 1 項 1 目の介護給付費交付金につきましては、第 2 号被保険者である 40歳から64歳までの方の保険料で、保険給付費の27%とされ、3 億1,298 万 4,000円でございます。

2 目の地域支援事業交付金につきましては、総合事業費の27%で、1,048 万2,000円でございます。

5 款 1 項 1 目の介護給付費負担金につきましては、国の負担割合が居宅給付金の20%、施設等給付費の15%で、2 億1,069万でございます。

5 款 2 項 1 目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の約 5 %で、5,990万1,000円でございます。

2 目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業費の20%で、776万5,000円でございます。

3 目の地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)につきましては、包括的支援事業・任意事業費のうちの38.5%で、1,412万4,000円でございます。

337、338ページをお開きください。

5款2項8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業における高齢者の自立支援、重度化防止に対する市町村の取組に応じて配分されるもので、内示見込額により163万円でございます。

5款2項9目の保険者努力支援交付金につきましては、介護保険事業における介護予防・健康づくりに資する市町村の取組に応じて配分されるもので、内示見込額により146万1,000円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、県の負担割合が居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%で1億6,605万円でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の12.5%で485万3,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、負担割合が19.25%で706万2,000円でございます。

7款1項1目の利子及び配当金につきましては、介護保険給付費基金利子で3,000円でございます。

8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、主に町からの法定の繰入れで1節の介護給付費繰入金は保険給付費の12.5%で、前年比1,218万8,000円増の1億4,490万円でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、総合事業費12.5%で前年比48万4,000円増の485万3,000円でございます。

3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業費の19.25%で前年比57万9,000円増の706万2,000円でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金は、低所得者層に対する軽減措置の軽減分を国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担し、一般会計で受け入れた国、県分と合わせて繰入れするもので、前年比4万1,000円増の1,000万9,000円でございます。

5節の職員給与費等繰入金は、職員3名分の人件費等の繰入れで、前年比205万9,000円減の1,991万6,000円でございます。

6節の事務費繰入金は、一般経費、認定調査費、認定審査会等の繰入れで、

前年比102万2,000円減の1,701万2,000円でございます。

339、340ページをお開きください。

8款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、見込額で151万7,000円でございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、見込額で90万4,000円でございます。

10款1項1目の延滞金及び2目の加算金につきましては、項目出しでございます。

10款2項1目の貸付金収入は、実績がないため前年と同額の2万円でございます。

10款3項1目の第三者納付金、2目の返納金及び3目の雑入につきましては、項目出しでございます。

341、342ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員3名分の人件費と介護の運営に必要な経費で2,306万8,000円でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、保険料収入決定通知書や普通徴収の通信運搬費などで74万9,000円でございます。

343、344ページをお開きください。

1款3項1目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬、主治医意見書手数料などで730万7,000円でございます。

1款3項2目の認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会の運営を行っております南足柄市への負担金で573万円でございます。

1款4項1目の運営協議会費につきましては、委員9名分の報酬と旅費で2回開催予定とし、7万4,000円でございます。

2款1項1目介護サービス等給付費につきましては、要介護1から要介護5までの方が対象のサービスで、利用件数の実績から見込みまして、前年比5,890万円増の10億7,610万円でございます。

345、346ページをお開きください。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援1と要

支援2の方が対象のサービスで、利用件数の実績から見込みまして、前年比50万円減の1,830万円でございます。

2款3項1目の審査手数料は、介護給付費に係る審査支払手数料で、前年比10万円増の90万円でございます。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準額を超えた場合に償還払いをするものですが、前年同額の2,800万円でございます。

2款5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が食費、滞在費の自己負担額が上限を超えた場合に支払うものですが、前年比100万円減の3,200万円でございます。

347、348ページをお開きください。

2款6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に支給されるもので、前年同額の390万円でございます。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1と要支援2と総合事業の方が対象のヘルパー事業、デイサービス事業で、実績から見込みまして前年比299万9,000円増の2,682万円でございます。

3款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業を利用されるケアプランを作成するもので、実績見込みから前年比10万円減の360万円でございます。

3款2項1目の一般介護予防事業費につきましては、要支援でも要介護でもない方が介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的とした介護予防教室の実施や介護ボランティアポイント事業などで、介護予防教室に携わる看護師、ホームヘルパーの報酬、転倒骨折予防教室の委託料、送迎の委託料などがあり、説明欄を御覧ください。

介護予防普及啓発事業につきましては、前年比55万2,000円増の61万7,000円。

349、350ページをお開きください。

介護ボランティアポイント制度事業につきましては、前年同額の28万2,000円でございます。

通所型介護予防事業につきましては、前年比22万8,000円増の302万1,000円、会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、前年比4万9,000円減の461万3,000円でございます。

3款3項1目の包括的支援事業費につきましては、説明欄を御覧ください。

地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会へ委託料及び運営協議会の委員報酬などで、前年比174万1,000円増の2,522万3,000円でございます。

351、352ページをお開きください。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、足柄上1市5町により在宅医療・介護連携に関する相談窓口となる在宅医療介護連携支援センターを設置しているものでございます。委託先は足柄上医師会とし、設置場所は県立足柄上病院内で、本町の負担分は、前年同額の202万9,000円でございます。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社福法人、NPO、民間企業など、多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また高齢者自身も社会参加の中で担い手の一翼を担うよう体制の整備を図るものであり、委員に支払う謝金等で前年同額の25万2,000円でございます。

認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターで認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人に対して、初期の段階から支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し、情報提供や相談等を行い指導、助言を受けるもので、前年同額の62万5,000円でございます。

地域ケア会議推進事業につきましては、他職種共同による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築を図るもので、医師やリハビリ職等を助言者として迎え、前年同額の50万円で社会福祉協議会に委託します。

認知症地域支援・ケア向上事業につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを推進するために取り組む事業で、認知症カフェを運営する助成金や委託料等で、前年比3万3,000円増の59万6,000円でございます。

会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、生活支援コーデ

ィネーターに支払う報酬等で、地域資源の開発や発掘、担い手の養成、地域ニーズと地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議体の運営等を行うもので、前年比5万7,000円増の278万9,000円でございます。

345、346ページをお開きください。

3款3項2目の任意事業費につきましては、説明欄を御覧ください。

成年後見制度利用支援事業につきましては、5名分の方の成年後見人への謝礼等で、前年比51万2,000円増の133万9,000円でございます。

住宅改修理由書作成手数料支援事業につきましては、前年同額の2万円でございます。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスは利用者の見込みにより4,000食分、会食サービスは22回実施予定で、前年比37万8,000円増の402万2,000円でございます。

介護給付費適正化事業につきましては、利用したサービス名や金額等を年4回全てのサービス利用者へ通知するもので、前年より40万2,000円増の62万4,000円でございます。

介護相談員事業につきましては、介護相談員2名が施設を訪問し、利用者との面談をする中で、利用者が日頃言い出せない思いを聞き出すなど、介護サービスの質を向上させるためのもので、前年同額の26万9,000円でございます。

認知症サポーター等養成事業につきましては、4年度から始める事業でサポーター養成講座を受講済みの方のステップアップ研修を行うもので4万3,000円でございます。

3款4項1目審査手数料につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の審査手数料を国保連合会に支払うもので、前年比1万円増の11万円でございます。

355、356ページをお開きください。

4款1項1目の高額介護サービス費貸付事業費につきましては、高額介護サービス費が給付されるまでの期間、無利子で貸付をするために計上するもので、実績がないため、前年同額の2万円でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料の

余剰分を将来の給付に備え積み立てるもので、前年比701万4,000円減の1,350万4,000円でございます。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、前年同額の80万1,000円でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、91万8,000円を計上するものでございます。

357、358ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、特別職は介護保険運営協議会の委員の報酬明細で、一般職は職員3名分の給与費の明細でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

続きまして、議案第32号 令和4年度山北町商品券特別会計予算について御説明いたします。

365ページを御覧ください。お開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。

歳入につきましては、1款財産収入と2款繰越金を合わせまして、歳入合計740万5,000円を計上させていただいております。

次に歳出でございます。

歳出につきましては、1款商品券売払費と2款予備費を合わせまして、歳入合計と同額の740万5,000円を計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、368、369ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、1款1項1目物品売払収入につきましては、商品券の売払収入として、本年度予算額は550万円で、前年度と同額でございます。

続いて、2款1項1目繰越金の本年度の予算額は190万5,000円で、前年度と比較しまして、41万8,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費の本年度の予算額は573万2,000円で、前年度

と比較いたしまして、25万1,000円の減でございます。主なものといたしましては、10節需用費の10節として需用費消耗品並びに印刷製本費として20万4,000円を計上しています。これらは、敬老の祝い分と通常販売分に係る商品券の印刷代となります。

13節委託料の7,000円は、商品券管理データベースの管理委託等になります。

22節償還金、利子及び割引料は、商品券売払収入と同額の550万円を計上させていただきます。

続いて、2款1項1目の予備費の本年度予算額は167万3,000円で、前年度と比較いたしまして、66万9,000円の増でございます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。再開を10時35分といたします。
(午前10時18分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
(午前10時35分)

議案第24号から議案第32号までについて説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第24号の質疑を終了します。

次に、議案第25号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので、次に、議案第26号 令和4年度山北町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 毎年、町設置型浄化槽については、なかなか難しい問題があると分かっておりますが、水源環境保全税との、もうあと最後の今期がもう終わりなのかな。あともうちょっとですか。あとその残りがあと1期、たしかで終了となっていると思いますが、その点について、その後の展開とかどうしていくかということについて、県との話合いとかされているのかということ伺いたいと思います。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 町設置につきましては、県の水源税の関係で始めた事業の関係もございまして、今ちょっとコロナ禍の関係でちょっと行けてないんですけど、やっぱり、どうしても県の動向は気になりますので、近いうち、ちょっとまん防が明けたあたりには、なるべく早い段階に県のほうに打合せに行きたいと思っておるところでございます。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 森林環境税との絡みもあるでしょうし、山北町としては、この水源環境譲与税のほうが大変な大きなものとなっていますので、ぜひ今後の展開については、町としてもどのようなものを想定しているかというようなことをちょっと伺いたいと思いました。

議 長 答弁ありますか。大丈夫ですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第27号の質疑を終了します。

次に、議案第28号 令和4年度山北町山北財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第29号 令和4年度山北町共和財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第29号の質疑を終了します。

次に、議案第30号 令和4年度山北町三保財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第30号の質疑を終了します。

次に、議案第31号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計予算について

質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第31号の質疑を終了します。

次に、議案第32号 令和4年度山北町商品券特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第32号の質疑を終了いたします。

議案第24号から議案第32号まで質疑が終了しましたので、昨日設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないと認め、よって議案第24号から議案第32号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定をいたしました。

続いて、日程第10、議案第33号 令和4年度山北町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第33号 令和4年度山北町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数4,382戸。
- (2) 年間総給水量119万9,000立方。
- (3) 1日平均給水量3,284立方。
- (4) 主要な建設改良事業、配水設備工事5,075万4,000円。

収益的收入及び支出。

第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億210万2,000円、第1項水道営業収益1億6,150万1,000円、第2項水道営業外収益4,060万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億210万2,000円、第1項水道営業費用1億8,890万円、第2項水道営業外費用1,169万7,000円、第3項水道予備費150万5,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,999万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額396万7,000円、建設改良積立金2,959万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,644万1,000円で補填するものとする。

2ページをお開きください。

収入。

第1款資本的収入1,148万9,000円、第1項補助金955万9,000円、第2項負担金193万円。

支出。

第1款資本的支出9,148万8,000円、第1項増設改良費5,512万5,000円、第2項企業債償還金3,636万3,000円。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,481万9,000円。

他会計からの補助金。第8条、簡易水道整備事業のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、955万9,000円である。

たな卸資産の購入限度額。第9条、たな卸資産の購入限度額は25万7,000円

と定める。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第33号 令和4年度山北町水道事業会計について御説明いたします。

初めに、実施の計画の内訳で御説明いたしますので、17、18ページをお開きください。

収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、本年度2億210万2,000円で、前年度対比425万6,000円の増でございます。1 款の水道営業収益は、本年度1億6,150万1,000円で前年度対比452万9,000円の増でございます。1 目の給水収益は、本年度1億6,103万円で前年度対比461万5,000円の増でございます。

なお、水道使用量につきましては、令和3年度当初予算では、コロナ禍で先行きが不透明であったことから、抑えた予算計上としておりましたが、令和2年度と3年度の実績を比較したところ、増収傾向にあることから、令和4年度は増額計上といたしました。

2 目その他の営業収益は、本年度予算47万1,000円で、前年度比8万6,000円の減でございます。

1 節の手数料は、指定給水装置工事の事業者証交付手数料で、18件を見込んでおります。設計審査及び工事検査は25件を見込んでおります。

2 節の他会計負担金34万5,000円は、一般会計より345基の消火栓の維持管理として繰入れをするものでございます。

2 款水道営業外収益は本年度4,060万1,000円で、前年度対比27万3,000円の減となっております。2 目の受取利息及び配当金は2,000円で、前年と同額でございます。5 目長期前受金戻入は4,059万9,000円で、前年度対比27万3,000円の減でございます。これは、国や県補助金等の減価償却の見合い分を収益化したものでございます。

続きまして、19、20ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、本年度 2 億210万2,000円で、前年度対比425万6,000円の増となっております。

1 款水道営業費用は、本年度 1 億8,890万円で、前年度比263万8,000円の増でございます。1 目減価償却費は本年度2,654万5,000円で、前年度対比32万3,000円の減となっております。

主なものといたしましては、16節委託料88万5,000円は、上水道及び簡易水道12か所の残留塩素測定 of 委託料でございます。20節修繕費480万円は、皆瀬川水源の整備や維持管理費のほか、災害が発生した場合の応急復旧を行うための修繕費を計上しております。25節動力費1,650万円はポンプや施設の電気料で、実績により前年度対比30万円減を見込んでおります。26節薬品費173万1,000円は、次亜塩素酸ソーダ等の水道用の薬品代でございます。27節受水費は、透間地区の給水を小山から受水しており、89万1,000円を計上しております。

続きまして、21、22ページをお開きください。

2 目排水給水費は、今年度3,714万3,000円で、前年度対比464万6,000円の増でございます。

主なものといたしましては、16節委託費2,304万9,000円は、水質検査の業務や施設の電気、機械設備の点検業務の委託料です。20節修繕費650万円は、年間を通して漏水修理などにかかる経費を計上をしております。22節工事請負費731万5,000円は、前年度対比115万5,000円の増で、主なものとしましては、検定満期のメーター器を475か所交換する工事や浄水場などの草刈りなど、令和4年度は新規項目として、皆瀬川浄水場の手すりの工事を実施する予定です。

続きまして、23、24ページをお開きください。

3 目総係費は本年度3,816万2,000円で、前年度対比289万3,000円の減でございます。主なものとしましては、1 節報酬は水道運営審議会委員10名分の報酬でございます。2 節の給料から 6 節法定福利費引当金繰入額は、職員 3 名分の人件費を計上しております。

続きまして、25、26ページをお開きください。

16節委託料548万8,000円は、前年度対比316万3,000円の減となっております。

す。

主なものといたしましては、企業会計システムソフトの保守料やメーター検針員6名の委託料や、令和4年度は上水道の水運用検討業務委託料を計上しています。これは山北町の上水道は、皆瀬川と前耕地の井戸の水源を利用していますが、人口等が減少している中、この二つの水源の利用と配水池の利用量について検討を行うものです。19節使用料及び賃借料は221万7,000円で、前年度同額です。

続きまして、27、28ページをお開きください。

51節の貸倒引当金繰入額は30万円を計上しており、本科目で不納欠損を処理するための経費でございます。4目減価償却費は、建物排水管などの構築物、機械及び装置など有形固定資産減価償却費8,524万6,000円で、前年度比81万4,000円の増でございます。増の要因は、令和3年度に前耕地第2井戸のくみ上げポンプの交換を行ったため、この取得の資産の減価償却費が増となったのが主な要因でございます。5目資産減耗費180万4,000円は、令和4年度で更新予定の前耕地送水ポンプの機械及び装置、公用車の買換えによる車両運搬具の除却費等でございます。

続きまして、29、30ページをお開きください。

2項水道営業外費用は本年度1,169万7,000円で、前年度対比124万2,000円の増でございます。1目支払利息464万7,000円は、前年度対比75万8,000円の増となっております。内訳といたしましては、旧大蔵省を含む財務省が9件、地方公共団体金融機構が8件でございます。消費税については700万円で、前年度対比200万円の増でございます。なお消費税につきましては、主に水道使用量などの収入において預かる分と、工事などで支払う分を相殺して納税額を確定しており、本年度は200万円の増を見込んでおります。これは一般会計から簡易水道整備のための補助金を繰り入れると、この収入は特定収入とみなされ控除できない税額となるため、増額計上したものです。

3項水道予備費は本年度150万5,000円で、前年度対比37万6,000円の増でございます。

続きまして、31、32ページをお開きください。

資本的収入は、1款資本的収入、1項1目補助金で、一般会計から簡易水

道整備事業のために繰入れを行うものでございます。2項1目負担金は、加入負担金として、本年度8件分で193万円を見込んでおり、前年度対比27万円の増でございます。

続きまして、33、34ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、本年度9,148万8,000円で、前年度対比1,699万2,000円の増でございます。1項増設改良費は本年度5,512万5,000円で、前年度比1,623万4,000円の増でございます。1目排水設備工事費は、5,075万4,000円で、主なものは、16節委託料955万9,000円で、共和・清水東部簡易水道事業基本計画策定業務委託料は、現在共和地区の野瀬開戸、都夫良野地区は、共和簡易水道から給水を行っていますが、深沢から野瀬開戸の排水管が山の中に約2キロにわたり布設されており、現在は、山が荒れて管理が困難なため、清水東部簡易水道から給水を変更するため、基本計画と認可の変更を行うものでございます。

また、簡易水道事業水源探査業務委託は、水源管理が困難な川西・谷ヶ・三保・箒沢簡易水道について、移動水源に変更できないか、水源の探査業務を行うものでございます。

22節工事請負費4,119万5,000円は、前耕地送水ポンプ場の送水ポンプと、テレメータ装置の更新を行うものでございます。3目固定資産購入費は本年度437万1,000円で、前年度比131万3,000円の増でございます。これは8年に一度計量法により交換が義務づけられているメーター器477個分の購入費と公用車1台を更新するものでございます。2項企業債償還金につきましては、本年度3,636万3,000円で、前年比75万8,000円の増でございます。

続きまして、35、36ページをお開きください。

企業債明細書でございます。

償還高の前年度償還高と支払利息合わせまして4,100万8,568円で、右のページの未償還残高につきましては1億9,450万5,458円でございます。

続きまして、37、38ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。Ⅰの重要な会計から、次の38ページのⅣのリース契約による使用する固定資産までの記載となっておりますので、後ほどお見通しをお願いします。

それでは、前に戻っていただいて、12ページをお願いします。

令和3年度山北町水道事業会計予定損益計算書でございます。

1、営業収益は、給水収益その他の営業収益と合わせまして1億4,375万2,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、(1)の原水浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせて、1億7,965万円で、営業収益から営業費用を差し引きますと、営業利益はマイナスの3,589万8,000円でございます。

3、営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(3)の雑収入まで合わせまして4,203万6,000円でございます。

4、営業外費用は、支払利息と雑支出と合わせますと545万円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、3,658万6,000円となり、経常利益は68万8,000円でございます。

したがいまして、当該年度純利益は68万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金が1,200万円、その他未処分利益剰余変動額が2,427万円で、当年度未処分利益剰余金は3,695万8,000円でございます。

続きまして、13、14ページをお開きください。

令和4年度山北町水道事業予定貸借対照表の前年度分でございます。

まず資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、21億2,746万5,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から14ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は11億3,863万3,000円でございます。

続きまして、支出の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は9億8,883万2,000円で、負債資本の合計は21億2,746万5,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。

令和4年度山北町水道事業予定貸借対照表の本年度分でございます。

資産の部は1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計額は、20億6,680万7,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から16ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は、10億7,742万1,000円でございます。

次に、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は9億8,938万6,000円で、負債資本合計は20億6,687万円でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

令和4年度山北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは水道会計の一会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。発生主義である水道事業会計は、収益費用の金額と実際の現金の収支の金額に差が出ることから減価償却費などの現金の支出を伴うものを含めて明示するものでございます。

それでは、1の業務活動費によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状態を示しており、5,143万4,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的支出であり、マイナスの3,966万9,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的支出の企業債償還金に対して、マイナスの3,636万3,000円でございます。

資金増減額はマイナス2,459万8,000円で、資金期首残高の令和3年度の現金預金額は2億4,885万円となります。資金期末残高の現金預金額は2億2,425万2,000円でございます。

続きまして、6ページから11ページまでは給与費明細書でございます。

1の特別職については、水道運営審議会委員10名分でございます。

2の企業職につきましては、職員3名分を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第33号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第33号は昨日設置されました予算特別委員会へ付託

することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第33号については予算特別委員会へ付託し
審査することと決定をいたしました。

以上をもって、本日の議事日程を終了いたしましたので散会といたします。

なお、午後1時より予算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前
にお集まりください。(午前11時08分)